No	頁	質問	回答
1	その他	No.137 (H27) 質問と回答では、異種用途とみなし区画が必要となる規模として、旧令第112条第12項(旧法第24条第二号)の規定により自動車車庫の部分が50㎡を超えるものを対象としていたが、法改正(平成30年6月27日)により、旧法第24条が削除されたことから、現在の解釈としては、令第112条第18項(法第27条第3項第一号)の規定により、150㎡を超えるものを対象とするのか。	50 ㎡を超えるものは区画が必要である。
		[参考] 緑本 P.199 No.137 (H27) 共同住宅 3 階建ての 1 階部分に、住宅専用 の自動車車庫がある場合、異種用途区画が 必要か。	自動車車庫が共同住宅に包含されるものとして原則異種用途とはみなされないが、一定の規模(令第112条第12項)を超えるものは異種用途とみなし区画(令第112条第13項)が必要である。
2	その他	屋内避難階段の階段室内、特別避難階段の階段室及び付室内、非常用エレベーターの乗降ロビー内については、出入口等を除き耐火構造の壁で囲わなければならないが、当該室内に面してパイプスペース(PS)等を設けることは可能か。	PS 等の戸は、出入口等に該当しないため、各室内に設けることはできない。 図) 兼用付室内に設けた PS の例 非常用エレベーター 乗降ロビー 兼用付室 特別避難階段 兼用付室内に直接 PS等を設けること はできない